

# 社会教育功勞者表彰要項

昭和59年9月1日

文部大臣裁定

〔最近改正 令和8年5月29日〕

## 1 趣 旨

地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功勞のあった者、及び全国的見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し社会教育の振興に功勞のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。

## 2 表彰の時期

表彰の時期については、別途文部科学省から被表彰者の推薦者に対して通知することとする。

## 3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の（1）又は（2）に該当する者とする。

- （1）社会教育の振興に功勞のあった者であって、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの功績に対し、実質年数10年以上になる者
  - （ア）地域における社会教育の振興に功勞があった期間
  - （イ）全国的な社会教育の振興に功勞があった期間
  - （ウ）別に定める文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功勞があった期間
- （2）上記（1）以外の者であって、社会教育の振興に功勞があった国の審議会の委員等その他社会教育において特に功勞があったと文部科学大臣が認める者

## 4 被表彰者の推薦

各都道府県教育委員会、全国的活動を展開する社会教育関係団体及び文部科学省が所管する独立行政法人等（以下、「都道府県等」という。）は、別

に定める「候補者推薦要領」（以下、「推薦要領」という。）に従い、文部科学省にて推薦することができる。

なお、推薦人数は、次の（１）から（３）に掲げる功労者の区分ごとに、以下のとおりとする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として地域における社会教育の振興に功労があった者

各都道府県教育委員会２名（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。東京都は４名。）以内で、推薦順位を付する。

（２）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として全国的な社会教育の振興に功労があった者

各社会教育関係団体１名以内とする。

（３）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった者

推薦要領に定める人数とする。

## 5 被表彰者の決定

文部科学省に社会教育功労者表彰選考委員会を設け、都道府県等から推薦された者について書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

## 6 表彰の方法

別紙様式（略）による文部科学大臣表彰状を授与する。また、必要に応じて記念品を授与するものとする。

なお、被表彰者として決定した者が当該表彰前に死亡した場合には、その遺族に表彰状等を授与することができるものとする。

## 7 表彰の取消し

次の（１）又は（２）に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

（１）表彰候補者調書、功績調書及び履歴書に不実の記載があると判明したとき

（２）被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき